資料４-１

堺市立共同浴場指定管理者協定書

＜基本協定書＞

（令和３年度～令和６年度）

（予定）

令和３年２月

堺市　健康福祉局

資料４-１

目　　次

第１章　総　則

第２章　本業務の範囲と実施条件

第３章　本業務の実施

第４章　備品等の取扱い

第５章　業務実施に係る甲の確認事項

第６章　指定管理料

第７章　自主事業

第８章　損害賠償及び不可抗力

第９章　指定期間の満了

第１０章　指定期間満了以前の指定の取消し等

第１１章　その他

別記　個人情報取扱特記事項

別紙１　仕様書
別紙２　基本事業計画書等（指定期間中における共通計画）について
別紙３　年度事業計画書等（年度ごとの事業計画）について
別紙４　事業報告書について
別紙５　定期報告書について
別紙６　四半期ごとの収支状況報告書について
別紙７　リスク分担表
＜選定関係様式集のリスク分担表例（様式４）を標準として、指定管理者の指定後に協議の上、定める。＞

様式

様式１　業務責任者届
様式２　監督員通知書
様式３　第三者への一部業務委託承認申請書
様式４　施設及び備品等原状変更申請書
様式５　事故報告書
様式６　要望（苦情）報告書
様式７　自主事業申請書

堺市（以下「甲」という。）と○○○〔○○○、○○○及び○○○からなる（共同企業体）〕（以下「乙」という。）は、乙が、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として行う、堺市立共同浴場（以下「本施設」という。）の管理業務（以下「本業務」という。）に係る協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　基本協定は、堺市立共同浴場条例（昭和４６年条例第４７号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、本施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、適切かつ円滑に本施設を管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第２条　甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、○○○○（民間事業者・出資法人・ＮＰＯ法人）たる乙の経営ノウハウや顧客サービスを活用しつつ、地域住民に対する行政サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（定義）

第３条　この基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 基本協定等　基本協定及び年度協定をいう。
(2) 年度協定　この基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定をいう。
(3) 管理施設　本施設において指定管理者が管理する施設をいう。
(4) 指定期間　甲が乙を指定管理者として指定し、管理施設の本業務を行わせる期間をいう。
(5) 基本事業計画書　乙が、指定期間の開始日の３０日前までに提出し、甲の承認を得た指定期間内の本業務に関する事業計画書をいう。
(6) 年度事業計画書　乙が、毎年度開始３０日前までに提出し、甲の承認を得た当該年度に関する事業計画書をいう。
(7) 事業計画書等　基本事業計画書及び年度事業計画書をいう。
(8) 指定管理料　甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
(9) 仕様書　本業務に係る仕様書をいう。
(10) 募集要項　堺市立共同浴場指定管理者募集要項をいう。
(11) 募集要項等　募集要項、募集要項添付資料及びそれらに係る質問回答をいう。
(12) 利用料金　条例の規定に基づき管理施設の利用の対価として利用者から乙に支払われる施設利用料のことで、乙の収入とされるものをいう。
(13) 自主事業　施設の設置目的に合致し、利用促進又は利用者のサービス向上につながる

事業として乙が提案し、あらかじめ甲の承認を得て、乙の責任と費用において実施する事業をいう。

（管理の基本方針）

第４条　乙は、本業務の実施に当たっては、次の法令及び基本協定等を遵守するとともに、管理施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。

(1) 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

(2) 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働関係法令

(3) 公衆浴場法（昭和２３年法律第３９号）及び公衆浴場法施行規則（昭和２３年厚生省令第２７号）

(4) 堺市財産規則（昭和３９年規則第６号）、堺市会計規則（平成１９年規則第４３号）及び堺市財務規則（平成１９年規則第５６号）

(5) 堺市立共同浴場条例及び堺市立共同浴場条例施行規則（昭和４６年規則第５８号。以下「規則」という。）

(9) 堺市個人情報保護条例（平成１４年条例第３８号）及び堺市個人情報保護条例施行規則（平成１５年規則第２４号）

(10) 堺市情報公開条例（平成１４年条例第３７号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成１５年規則第２２号）

(11) 堺市行政手続条例（平成８年条例第１７号）及び堺市行政手続条例施行規則（平成９年規則第２５号）

(12) 消防法（昭和２３年法律第１８６号）及び堺市火災予防条例（平成２０年条例第２５号）

(13) その他本業務を履行するに当たって関係する法令、条例、規則、要綱、通知等

＜適宜必要な法令を追加＞

（信義誠実の原則）

第５条　甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、及び基本協定等を誠実に履行しなければならない。

（共通事項）

第６条　この基本協定に関する甲乙間の通知、請求、申請、申出、報告、確認、承認、合意、変更、取消し、停止及び解除その他の甲乙間に係る行為（以下この条において「通知等」という。）は、特別に定める場合を除き、書面により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する通知等について口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った通知等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

３　甲及び乙は、基本協定等の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、双方合意の上、保有するものとする。

＜共同企業体（企業グループ）の場合この条文追加＞

第〇条　乙が複数の法人その他の団体による共同企業体である場合においては、甲はこの基本協定等に基づく全ての行為を、共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの基本協定等に基づく全ての行為は、当該共同企業体全ての構成団体に対して行ったものとみなすものとする。

２　乙は、甲に対して行うこの基本協定等に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

３　共同企業体の各構成団体は、この基本協定等に基づく指定管理者としての義務を連帯して負うものとする。

４　共同企業体の各構成団体は､他の構成団体においてこの基本協定等に違反があった場合、自己の責めに帰すべき事由がないこと、又は過失がないことをもって、この基本協定等上の義務を免れることはできない。

５　共同企業体の各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しを甲に提出するものとする。

（対象物件）

第７条　本業務の対象となる物件は､管理施設及び当該施設において使用する器具備品等(以下「備品等」という。）からなる。管理施設の詳細は仕様書のとおりとし、備品等の詳細は別途年度協定において定める。

２　乙は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及び備品等を管理しなければならない。

（指定期間）

第８条　地方自治法第２４４条の２第５項に規定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和３年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

２　本業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２章　本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第９条　条例第７条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)本施設の運営に関する業務

(2)本施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

(3)本施設の施設、設備及び備品等の維持管理に関する業務

(4)前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

２　前項各号に掲げる業務の細目は、基本協定書別紙１に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第１０条　甲が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。
(1) 本施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する業務
(2) 行政財産の目的外使用許可に関する業務
(3) 前２号に掲げるもののほか、前条に規定する乙による本業務の範囲外の業務

（業務実施条件）
第１１条　乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

（本業務の範囲等の変更等）
第１２条　甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって、第９条に規定する本業務の範囲及び細目並びに前条に規定する業務実施条件の変更又は本業務の全部若しくは一部の中止について協議を申し入れることができる。
２　甲又は乙は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。
３　第１項の規定による変更又は中止及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の規定による協議において決定するものとする。

＜共同企業体（企業グループ）の場合この条文追加＞
（乙の構成団体の変更）
第〇条　乙は、やむを得ない事由によりその構成団体を変更しようとする場合、事前に甲に対して構成団体の変更について協議を申し入れることができる。
２　甲は、前項の規定による申入れがあった場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

第３章　本業務の実施

（本業務の実施）
第１３条　乙は、基本協定等、募集要項等及び事業計画書等のほか、条例及び関係法令等に基づいて本業務を実施するものとする。
２　乙は、前項に規定する基本協定その他の書類に定める内容に不適合又は未達成とならないよう実施に万全を期すものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により不適合又は未達成となったときは、この限りでない。
３　この基本協定等、募集要項等及び事業計画書等との間に矛盾又は齟齬がある場合は、この基本協定等、募集要項等、事業計画書等の順に解釈が優先されるものとする。ただし、事業計画書等において仕様書を上回る水準が明記されている場合は事業計画書等に示された水準によるものとする。

（人材の確保等）
第１４条　乙は、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、適切な業務執行体制を維持しなければならない。法令等により資格、免許等を必要とする業務については、当該業

務に従事する従業員の資格、免許等を証する書面の写しをあらかじめ甲に提出するものとする。当該従業員に変更があったときも、同様とする。

２　乙は、本業務の適正な執行に必要となる知識・技能の習得、資質向上等のため、研修（人権研修を含む。）を実施し、人材の育成に努め、利用者サービスの質の維持向上に努めるものとする。

３　乙は、事業計画書等に基づき、必要な人員を配置するものとし、甲の求めに応じて、従業員名簿を提出するほか、従業員の研修を実施したときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。

（業務責任者）

第１５条　乙は、本業務の実施に当たって業務責任者を定め、その氏名を業務責任者届（様式１）により、甲に報告しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

２　業務責任者は、この基本協定の履行に関し、その運営及び管理監督を行うほか、第１２条に規定する本業務の範囲等の変更等、業務責任者の報告、第１７条第２項の規定による申請、基本事業計画書等及び年度事業計画書等並びに事業報告書の提出、開館時間及び休館日並びに利用時間の申請、指定管理料の変更、指定管理料の請求及び受領、第３２条第２項及び第３項の規定による報告、利用料金の申請、自主事業の申請、第４４条第２項及び第３項の規定による報告、本業務関係者に関する措置請求、第６１条の規定による届出、指定の取消し並びにこの基本協定の変更及び解除に係る権限を除き、この基本協定に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

３　乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務責任者に委任せず、自ら行使するものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

※ 業務責任者の権限に疑義が生じないよう、基本協定の締結時又は個々の手続時に指定管理者に確認の上、対応する。

（監督員）

第１６条　甲は、この基本協定の履行に関し、甲の指定する職員（以下「監督員」という。）を定め、その氏名を監督員通知書（様式２）により、乙に通知しなければならない。また、監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、次に掲げる権限を有する。

(1) 本業務の実施状況の監督及び調査

(2) 本業務への立会及び指示

(3) 本業務の実施についての乙又は乙の業務責任者に対する指示

(4) 基本協定等の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

（一部委託等）

第１７条　乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲に第三者への一部業務委託承認申請書（様

式３）により申請をし、甲の承認を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、甲に対し、当該受任又は請負に関する一切の責任を負うこととし、甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない。

３　乙は、前項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、法令等により資格、免許等を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出するものとする。

４　乙は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成１１年制定）第２条第１項の規定による入札参加停止の措置を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成２４年制定）第３条第１項の規定による入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第２条第１項第４号及び第５号に該当する者を本業務の一部の委任又は請負の相手方としてはならない。

５　乙は、第２項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任又は請負の相手方から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号。以下「暴排条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴収し、その写しを甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

（不当介入等に対する措置）

第１８条　乙は、この協定の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴対法第２条第２号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

２　乙は、前条第２項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、当該委任又は請負の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該相手方に対して警察に通報するよう指導しなければならない。

３　乙は、第１項又は前項の規定による報告及び通報により、本市が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

（契約の解除）

第１９条　甲は、乙が入札参加停止者若しくは入札参加除外者又は第５７条第１項第６号に該当する者を本業務の一部の委任又は請負の相手方としている場合は、乙に対して、当該相手方との契約の解除を求めることができる。また、これにより当該契約の解除を行った場合における一切の責任及び費用は、乙が負うものとする。

（原状の変更等）

第２０条　乙は、管理施設及び甲から貸与を受けた備品等の原状を変更してはならない。た

だし、甲に対し、あらかじめ施設及び備品等原状変更申請書（様式４）により原状変更について申請し、その承認を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、必要に応じて甲から貸与を受けた備品等の設置場所を変更することができる。この場合において、乙は、設置場所の変更について定期報告書により甲に報告しなければならない。

（管理施設の補修等）

第２１条　管理施設の大規模な改修、建築物の基本構造部分の補修及び管理施設の予防保全に係る経費については、甲の負担とする。ただし、乙の責に帰する事由によって必要となった経費は、乙の負担とする。

２　管理施設の施設・設備・器具・備品の修繕については、次のとおり取り扱うものとする。

（１）　１件あたりの予定価格が１００万円（税込。以下同じ）以上のものについては、甲と乙が協議を行い、甲が必要と認めるものは、甲の責任と費用負担において実施することとする。

（２）　１件あたりの予定価格が３０万円を超え１００万円未満のものについては、甲と乙が協議を行い、甲が必要と認めるものについて、乙の責任と修繕費により実施することとする。

（３）　１件あたりの予定価格が３０万円以下のものについては、乙の責任と修繕費により実施することとする。

（４）　乙の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず乙の責任と費用負担で実施することとする。

３　前項に規定する補修を行うことにより、附属設備の更新等の資産価値を高める（資本的支出）場合に当たる経費については甲が負担するものとする。ただし、協議により乙の負担で行う場合は、この限りではない。

（臨機の措置等）

第２２条　乙は、災害防止その他の緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、その措置の内容を直ちに甲に報告しなければならない。

２　甲は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

３　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして指定管理料に含めることが適当でないと甲が認めた部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については、甲乙協議して定めるものとする。

４　乙は、本業務に関して緊急時、防犯及び防災対策のマニュアル並びに従業員の連絡網等を作成し、甲に報告するとともに、緊急時の対応を従業員に指導しなければならない。

（利用者保護等）

第２３条　乙は本業務の実施に当たり、事故（個人情報の漏洩、滅失棄損等を含む。）が発生した場合は、適切な対応及び処置を行うものとする。

２　前項の規定による対応及び処置を行ったときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。ただし、特に重大な事故については、速やかに事故報告書（様式５）により甲に報告しなければならない。
３　乙は、利用者等から要望及び苦情（以下「要望等」という。）が出た場合は、適切な対応を行い、当該要望等の円滑かつ円満な解決に努めるものとする。
４　前項の規定による要望等の対応を行ったときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。ただし、特に重大な要望等については、速やかに要望（苦情）報告書（様式６）により甲に報告しなければならない。

（個人情報等の取扱い）
第２４条　乙は、本業務の遂行上知り得た個人に関する情報の取扱いに当たっては、堺市個人情報保護条例の規定及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
２　乙の役員及び使用人並びに第１７条第２項による委任又は請負の相手方の役員及び使用人は、本業務の遂行上知り得た秘密を外部へ漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

（情報の公開）
第２５条　乙は、本業務に関して保有する情報の公開について、堺市情報公開条例の規定及び堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱（平成１８年制定）を遵守し、本業務に対する市民の理解と信頼を深めるよう努めなければならない。

（文書管理等）
第２６条　乙は、本業務を行うに当たり作成又は取得した文書（この条において「施設文書」という。）について、目録を作成の上、当該文書を適正に管理するものとし、甲が指示する期間（次項において「保存期間」という。）当該文書を保存しなければならない。
２　乙は、保存期間が満了した施設文書を廃棄しようとするときは、甲の承認を得るものとし、甲の指示に従って確実に処分するものとする。
３　乙は、指定期間の満了時又は指定管理者の指定が取り消されたときは、施設文書を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、当該文書の取扱いについて、甲が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

第４章　備品等の取扱い

（甲による備品等の貸与）
第２７条　甲は、現に本施設に設置している備品等を、無償で乙に貸与する。また、甲が本施設の管理運営に必要と認める備品等を新たに購入した場合も同様とする。(以下、これらの備品等を「備品等（Ｉ種)」という。)
２　乙は、指定期間中、備品等（Ｉ種）を常に良好な状態に保つものとする。
３　備品等（Ｉ種）が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場

合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。

４　乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達することにより補償しなければならない。

（乙による備品等の購入）

第２８条　乙は、任意により備品等を購入し、又は調達し、本業務の実施のために供することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により購入し、又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）について、帳簿を設ける等により、明確に整理するものとする。

第５章　業務実施に係る甲の確認事項

（基本事業計画書等の承認）

第２９条　乙は、基本事業計画書及びその他甲が指定する計画等の書類（以下「基本事業計画書等」という。）を基本協定書別紙２の内容のとおり作成し、甲に提出してその承認を得なければならない。

２　乙は、甲に提出した基本事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

３　乙は、基本事業計画書等に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

（年度事業計画書等の承認）

第３０条　乙は、年度ごとに行う業務等について、年度事業計画書及び収支計画書その他甲が指定する計画等の書類（以下「年度事業計画書等」という。）を基本協定書別紙３の内容のとおり作成し、甲に提出してその承認を得なければならない。

２　乙は、甲に提出した年度事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

３　乙は、年度事業計画書等に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

（事業報告）

第３１条　乙は、毎年度終了後、甲が定める事業報告書を基本協定書別紙４の内容のとおり作成し、年度終了後２か月以内に甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは､その取消しの日から起算して２か月以内に、取り消された日までの間の事業について事業報告書を作成し、提出しなければならない。

２　乙は、本業務に関する定期報告書を基本協定書別紙５の内容のとおり毎月作成し、翌月１５日以内に、収支状況については四半期ごとに作成し、各四半期終了後３０日以内に甲に提出しなければならない。この場合において、提出期限が堺市の休日に関する条例（平成２年条例第２０号）第２条第１項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）

に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもって期限とみなす。

３　甲は、前２項に規定する報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書面又は口頭による説明を求めることができる。

（立会、報告、調査等）

第３２条　甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施に立ち会うことができる。

２　乙は、次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(1) 本業務の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 本業務の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

(3) 乙と金融機関との取引が停止となったとき。

(4) 乙が本業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき。

(5) 乙が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。

(6) 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他乙において本業務の適正な実施が困難となったとき、又は本業務の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

３　甲は、本業務の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求め、又は本業務の実施について実地に調査することができる。

４　乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

（改善指示）

第３３条　甲は、前条第１項から第３項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の本業務の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な業務の改善や是正の指示（次項において「改善指示」という。）をすることができる。

２　乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

（経営状況の確認）

第３４条　乙は、経営の健全性を証するため、乙が会社法（平成１７年法律第８６号）、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、乙の毎事業年度終了後２か月以内に甲に提出するものとする。

＜共同企業体（企業グループ）の場合この条文追加＞

乙が共同企業体であるときは、各構成団体の計算書類及び監査報告書をそれぞれ取りまとめて甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の提出書類の内容等について、疑義がある場合、乙に対し説明を求めることができる。この場合において、乙は、甲から求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

（市税の納税調査）

第３５条　甲は、指定期間中において毎年度、乙の市税の納税状況について調査するものとする。
２　乙は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

（評価及び対応）
第３６条　乙は、本業務に関する利用者の意見や要望を把握し、本業務に反映させるため、利用者を対象としてアンケート等による意見聴取を行うものとする。
２　乙は、前項の規定により実施した意見聴取の結果を集計し、甲に対し当該集計結果並びに乙による分析及び評価等が記載された結果報告書を提出するものとする。ただし、当該結果を事業報告書に記載することにより、結果報告書の提出に代えることができる。
３　甲は、指定期間中において、必要に応じて本業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、乙は合理的な範囲でこれに協力するものとする。
４　甲は、前項のモニタリングによる本業務の実績の確認及び評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。
５　乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

（評価の公表及び対応）
第３７条　甲は、毎年度終了後、乙による管理施設の本業務の状況及び実績等を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。
２　甲は、前項に規定する評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。
３　乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。
４　甲は、第１項に規定する評価の結果を受けて必要があると認めるときは、指定管理料の減額などのペナルティを科すことができる。

第６章　指定管理料及び利用料金

（管理に係る経費）
第３８条　甲は、乙が本業務を行うための経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を、乙に指定管理料として支払う。
２　甲が乙に支払う指定管理料の金額及び支払方法等については、甲乙協議の上、別に年度協定で定めるものとする。

（利用料金）
第３９条　甲は、利用料金を、乙の収入として収受させるものとする。
２　利用料金収入は、入浴券を販売した年度の会計に属するものとする。
３　利用料金は、条例第４条の規定に基づき条例施行規則第２条第１項に規定する額の範囲内において、乙が事前に甲の承認を得て定めるものとする。
４　乙は、条例第１２条第５項の規定に基づき甲が定める基準に従い、利用料金を減額し、

又は免除することができる。甲が定める基準は、仕様書（共同浴場）別紙２のとおりとする。

５　乙は、甲が定める基準に従い利用者から収受した利用料金等の額の全部又は一部を利用者に還付することができる。この場合において、甲は、還付による減収分は補てんしない。

（実費の徴収）

第４０条　乙は、利用者サービスの一環として、かみそり、石鹸、タオル等の入浴に係る物品の販売並びにあんま機及びドライヤーの貸与を行い、それぞれ実費を徴収するものとする。

２　乙は、実費の額について、利用者の過度な負担とならないよう考慮のうえ、事前に甲の承認を得て定めなければならない。

（本業務の経理）

第４１条　乙は、自ら定める経理規程に基づき、本業務の実施に係る経費を適切に管理しなければならない。乙は、本業務に係る損益状況及び資金の保有状況について、独立の帳簿を設ける等により、明確に整理するとともに、甲の求めに応じ、関係する書類や通帳、伝票等の開示に努める等、本業務の経理を厳正に行わなければならない。

第７章　自主事業

（自主事業）

第４２条　乙は、第９条に掲げる業務に支障をきたすことのない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

（自主事業計画書）

第４３条　乙は、前条の規定により、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業計画書及び収支計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

２　乙は、指定期間中、基本事業計画書等及び年度事業計画書等で承認を受けた自主事業以外で、新たな自主事業を実施する場合は、自主事業申請書（様式７）により申請し、事前に甲の承認を得て実施するものとする。

３　乙は、甲に提出した自主事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（自主事業に係る経費等）

第４４条　乙は、本業務と自主事業を区分し、各々の収支を本業務の収支とは別に把握するものとする。

２　自主事業の実施において、乙に損失が生じた場合は、甲はこれを補填しない。

３　自主事業の実施において、乙に利益剰余金が生じたときは、当該剰余金をもって市民サ

ービスの向上等に努めるものとする。

（自主事業における立会、報告、調査等）

第４５条　甲は、必要があると認めるときは、自主事業の実施に立ち会うことができる。

２　乙は、次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(1) 自主事業の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 自主事業の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

(3) その他乙において自主事業の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

３　甲は、自主事業を適正に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求め、又は自主事業の実施について実地に調査することができる。

４　乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

（自主事業の改善指示）

第４６条　甲は、前条第１項から第３項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の自主事業の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な事業の改善や是正の指示（次項において「改善指示」という。）をすることができる。

２　乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

第８章　損害賠償及び不可抗力

（損害賠償等）

第４７条　乙は、故意又は過失により管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（損害の負担）

第４８条　乙は、本業務及び自主事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、甲又は当該第三者にこれを賠償しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、甲が、乙の責に帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、乙は当該賠償額及びその賠償に伴い発生した費用の補償を甲に行うものとする。

（保険）

第４９条　本業務の実施に当たり、甲及び乙は、次の保険に加入しなければならない。

(1) 甲の加入する保険は、建物総合損害共済保険とする。

(2) 乙の加入する保険は、甲及び乙を被保険者とする施設賠償責任保険とする。

なお、保険金額・範囲等については、基本協定書別紙１の仕様書において示すとおりとする。

２　乙は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

（不可抗力発生時の対応）

第５０条　乙は、不可抗力が発生した場合、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第５１条　不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙とで協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

３　不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

４　不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

第５２条　前条第２項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

２　乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

（リスクの分担）

第５３条　甲及び乙は、この基本協定に特別の定めがある場合を除き、管理運営業務の履行に当たり、基本協定書別紙７のとおりリスクを分担するものとする。

第９章　指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第５４条　乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、甲又は甲の指定するものが適切に施設の管理運営業務を実施できるように本業務の引継ぎを文書で行わなければならない。

２　甲は、必要と認める場合には、前項に規定する引継ぎに先立ち、乙に対して甲又は甲の指定するものによる管理施設等の視察を申し出ることができるものとする。
３　乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（原状回復義務）
第５５条　乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、乙の負担により、管理施設及び備品等を指定開始日時点の原状に回復し、甲に対して管理施設を引き渡さなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は管理施設の原状回復は行わずに、甲又は甲の指定するものに引き継ぐものとする。
３　第１項の場合において、乙が正当な理由なく、甲の指定する期日までに管理施設を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって管理施設の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲が支出した原状回復に係る費用を補償しなければならない。

（備品等の取扱い）
第５６条　乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときの備品等の扱いについては、次のとおりとする。
(1) 備品等（Ⅰ種）については、乙は、甲の指定する期日までに甲に対して引き渡さなければならない。
(2) 備品等（Ⅱ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第１０章　指定期間満了以前の指定の取消し等

（甲による指定の取消し等）
第５７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定期間の途中であっても、条例第１１条の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
(1) 乙が本協定内容又は仕様書に定めた業務を履行せず、又はこれらに違反したとき。
(2) 本業務及び自主事業の実施に際し、乙又は乙の役員又は使用人が不正又は不当な行為を行ったことにより、甲乙間の信頼関係が破壊されるに至ったとき。
(3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
(4) 本業務及び自主事業の実施に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
(5) 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

(6) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
(7) 第１９条の規定により、甲から契約の解除を求められた場合において、乙がこれに従わなかったとき。
(8) 法人税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき。（法人以外の団体にあっては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき。）
(9) 前各号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき事由により、乙から本協定解除の申出があったとき。

２　甲は、前項の規定に基づき、指定を取り消し、又は本業務の停止を行おうとするときは、事前に次の事項を乙に通知するものとする。
(1) 指定取消日又は本業務の停止日
(2) 指定取消し又は本業務の停止の理由
(3) 乙による改善策の提示と指定取消し又は本業務の停止までの猶予期間の設定
(4) その他必要な事項

３　乙は、第１項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、乙に損害、損失や費用負担が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

４　乙は、第１項の規定により、指定管理者の指定を取り消された場合において、既に指定管理料の支払いを受けているときは、取消しまでの間の本業務の実施に要したものとして甲が認める経費を控除した額を、甲が定める期日までに甲に返還しなければならない。

５　甲は、第１項各号に定める場合のほか、管理施設の管理上特別の事由があるときは、この基本協定を解除して指定管理者の指定を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償しなければならない。

（乙による指定の取消しの申出）

第５８条　乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
(1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲から不合理な要求が提示された場合を含む。）。
(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
(3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。

２　甲は、前項の規定による申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第５９条　甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

２　前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

３　前項の規定による取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と

乙の協議により決定するものとする。

第１１章　その他

（権利義務の譲渡の禁止）

第６０条　乙は、この基本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

（変更の届出）

第６１条　乙は、名称、所在地、代表者及び使用印鑑のいずれかに変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

（特許権等の使用）

第６２条　乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（定期会議の開催等）

第６３条　甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を四半期ごとに開催する。

２　乙は、本業務の遂行に当たり、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

（監査）

第６４条　乙は、地方自治法第１９９条第７項、第２５２条の３７第４項又は第２５２条の４２第１項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査が行われる場合、又は同法第９８条第２項の規定に基づき議会から監査委員に対し甲の事務に関する監査の求めがあって監査委員による監査が行われる場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出等の請求に応じなければならない。

（天災等による施設供用の休止等）

第６５条　甲は、天災その他やむを得ない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設の全部又は一部の供用を休止させることができる。

２　乙は、予期することができない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

３　前２項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲乙協議の上、定める。

＜現時点で避難所に指定されていない場合＞

（避難所等の運営への協力）

第６６条　乙は、災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、本施設を災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に基づく避難施設に指定されている施設としての使用及びその他の災害対応について、甲から要請があった場合には、甲に協力するものとする。また、この場合における費用負担は甲乙協議の上、定める。

（協定の変更）

第６７条　本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（協議）

第６８条　この基本協定に定めがない事項については、地方自治法及び関係法令の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合も、また同様とする。

（管轄裁判所）

第６９条　この基本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

資料４-１

この基本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年２月〇日

甲　住　所　堺市堺区南瓦町３番１号
名　称　堺　　市
代表者　堺　市　長　　永藤　英機　　印

乙　住　所
名　称
代表者　　印

資料４-１

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、堺市個人情報保護条例（平成１４年堺市条例第３８号。以下「条例」という。）第１１条第２項の個人情報取扱事務の受託者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（罰則の教示等）

第３　受注者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

２　受注者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第５６条及び第５７条の違反行為をしたときは、本条例により懲役又は罰金に処されること（各本条の規定は、条例第６０条により、堺市の区域外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

３　受注者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第５６条及び第５７条の違反行為をしたときは、条例第６１条により、受注者に対しても、各本条の罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

（収集の制限）

第４　受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第５　受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。又、発注者が必要と認めるときは、個人情報を取り扱う施設の実地調査を受けなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合又は発注者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(4) 作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられる本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

（返還、廃棄等）

第６　受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、発注者の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去

若しくは廃棄しなければならない。
２　受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際して発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
３　受注者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
４　受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で発注者に報告しなければならない。
（再委託の禁止）
第７　受注者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
２　前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、発注者が事前に承諾した場合に限り、受注者は、本件業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができる。この場合において、受注者は、再委託先に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。
３　受注者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で発注者に報告しなければならない。
（目的外の使用等の禁止）
第８　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
（複写及び複製の禁止）
第９　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
（事故発生時における報告）
第１０　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
（損害賠償）
第１１　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（契約の解除）
第１２　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。